大気汚染防止対策

届出事務

目　　次

１　大気汚染防止法　届出について

１　届出の種類と関係条文・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２　大気の届出に共通の注意事項・・・・・・・・・・・・・・3

２　届出書記載例・記載上の注意事項

・設置届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

・氏名変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

・使用廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

・承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

・特定粉じん排出等作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

・特定粉じん排出等作業完了報告書・・・・・・・・・・・・・26

・揮発性化合物排出施設関係・・・・・・・・・・・・・・・・28

1　届出の種類と関係条文

【大気汚染防止法】
（ばい煙発生施設の設置の届出）
第六条　ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工場又は事業場の名称及び所在地
三　ばい煙発生施設の種類
四　ばい煙発生施設の構造
五　ばい煙発生施設の使用の方法
六　ばい煙の処理の方法
２　前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量（以下「ばい煙量」という。）又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く。）の量（以下「ばい煙濃度」という。）及びばい煙の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

（経過措置）
第七条　一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であってばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
２　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（ばい煙発生施設の構造等の変更の届出）
第八条　第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
２　第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（氏名の変更等の届出）
第十一条　第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（承継）
第十二条　第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
２　第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

３　前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
４　工場又は事業場に設置されるすべてのばい煙発生施設について、第一項又は第二項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第九条の二、第十四条第三項又は第十五条の二第一項若しくは第二項の規定の適用については、工場又は事業場の設置者の地位を承継するものとする。

（揮発性有機化合物排出施設の設置の届出）　第十七条の五～（以下略）

（一般粉じん発生施設の設置等の届出）　第十八条～（以下略）

（特定粉じん発生施設の設置等の届出）　第十八条の六　～（以下略）

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十八条の十五　特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　特定工事の場所

三　特定粉じん排出等作業の種類

四　特定粉じん排出等作業の実施の期間

五　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

六　特定粉じん排出等作業の方法

２　前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

３　前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

２　大気の届出に共通の注意事項

届出者について

①届出者は個人であれば事業主、法人であればその代表者です。

②特定粉じん排出等作業実施届出書の場合、届出をするのは建築物の所有者（工事の発注者）等ではなく、工事の施工者（元請業者）になります。

③届出者の欄には、個人の場合は住所と氏名または名称、法人の場合は本社等の住所と名称と代表者の氏名を記入します。

④ばい煙発生施設等に貸借等がある場合、ばい煙発生施設等を実際に稼働させて利用したり操業したりする立場の側が届出を行います。

届出書の必要部数について

⑤届出書の作成部数は３部です。

⑥３部それぞれに押印します。法人の場合代表者印を押印します。

代理者による届出について

⑦代表者から届出に関する権限を委任された代理者（ばい煙発生施設等を設置しようとする（設置している）工場・事業場の工場長等）が届出する場合は、届出者の欄に代理者が所属する工場・事業場の所在地と工場・事業場名と代理者氏名を記入し、代理者職印を押します。さらに３部の届出書それぞれに代表者印の押印された委任状（写し可）を添付してください。

その他届出の出し方に関すること

⑫複数の法令に該当する届出をまとめて行うことはできません→法令毎に提出

⑬複数の工場・事業場に該当する届出をまとめて行うことはできません→工場・事業場毎に提出

例：県内に大防法該当のばい煙発生施設の設置された工場を３か所有する企業において社長の交代があった場合、大防法の氏名等変更届を３か所の工場からそれぞれ提出。

⑭施設の種類が異なる届出をまとめて行うことはできません→同一種類の施設毎に提出

例：大防法該当のボイラーと乾燥炉を設置しようとする場合、ばい煙発生施設設置届出書をボイラーと乾燥炉でそれぞれ提出。

⑮趣旨の異なる届出をまとめて行うことはできません

例：大防法該当のボイラーについて、既設施設の変更と新規設置を行おうとする場合、ばい煙発生施設変更届出書とばい煙発生施設設置届出書をそれぞれ提出。

様式第１
様式第３号

記載例

ばい煙発生施設設置~~（使用、変更）~~届出書

平成　２８年　　４月　　１日

静岡県知事　　様

〒 ○○○―○○○○

フリガナ　シズオカシ
住　所　静岡市○○区△△▲―▲

届出者　フリガナ　○○フーズ　カブシキカイシャ
氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　氏　名　○○フーズ株式会社
ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ　セイブ　タロウ
代表取締役社長　西部　太郎　印

大気汚染防止法第６条第１項~~（第７条第１項、第８条第１項）~~
~~静岡県生活環境の保全等に関する条例第13条第１項(第14条第１項、第15条第１項)~~
の規定により、

ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

フリガナ 工場又は事業場の名称	○○ﾌｰｽﾞ　ｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ　ﾀﾞｲｲﾁｺｳｼﾞｮｳ ○○フーズ株式会社第１工場	※整理番号	
フリガナ 工場又は事業場の所在地	●●ｼ○○ﾏﾁ 〒○○○−○○○○ ●●市○○町△―△	※受理年月日	年　月　日
ばい煙発生施設の種類	１．ボイラー	※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙１のとおり。	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙２のとおり。	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙３のとおり。		

備考　１　ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１及び静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第１に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
４　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
５　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
６　次の事項を記載した書類を添付すること。
（１）　ばい煙量又はばい煙濃度
（２）　ばい煙の排出の方法
（３）　ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所
（４）　ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要
（５）　煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合には、その場所
（６）　緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

記載上の注意事項（様式第1）

①何の届出書かわかるようにしてありますか？

→該当しない字句は ═ で消して届出の主旨を明らかにします。

大防法の場合

設置~~（使用、変更）~~
6条1項~~（7条1項、8条1項）~~

~~設置（~~使用~~、変更）~~
~~6条1項（~~7条1項~~、8条1項）~~

~~設置（~~使用~~、~~変更~~）~~
~~6条1項（7条1項、~~8条1項~~）~~

県条例の場合

設置~~（使用、変更）~~
13条1項~~（14条1項、15条1項）~~

~~設置（~~使用~~、変更）~~
~~13条1項（~~14条1項~~、15条1項）~~

~~設置（使用、~~変更~~）~~
~~13条1項（14条1項、~~15条1項~~）~~

②届出日を記入してありますか？

→市町に提出し、受理された日＝受付印の日付とします。

③届出者は適格者ですか？　法人の場合住所は本社の場所を示していますか？

→以前の届出がある場合、それらに変更がないことをご確認願います。

→変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。

→代理者（工場長等）が届出する場合、委任状の添付がありますか？

→委任状は写しでかまいませんが、届出書３部にそれぞれ添付してください。

④３部とも押印してありますか？

→会社の場合代表者印ではなく社印（角印）が誤って押されている場合があります。

→その場合は代表者印を追加押印してから再提出します。

⑤工場・事業場の名称が正しく書かれていますか？

→届出するばい煙発生施設が設置される（されている）場所を示すものです。

→工場の場合は通常「○○会社○○工場」のようにします。

→以前の届出がある場合、名称に変更がないことをご確認願います。

→上記に変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。

（合併等による場合は氏名等変更届ではなく承継届を提出する場合があります）

⑥工場・事業場の所在地が正しく書かれていますか？

→届出するばい煙発生施設が設置される（されている）場所を示すものです。

→住居表示で示される地区は通常これを記入します。

→以前の届出がある場合、所在地に変更がないことをご確認願います。

→上記に変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。

（地番を住居表示に改めた場合も含めて）

⑦ばい煙発生施設の種類を正しく記入していますか？

→法施行令別表第１及び条例施行規則別表第１に掲げる項番号及び施設の名称を記載します。

→例　○：「1. ボイラー」　　×：「吸収式冷温水発生器」

→項番号の異なる施設（＝種類の異なる施設）を一つの届出にすることはできません。

→大防法「5. 金属溶解炉」と県条例「2. アルミ溶解炉」の両方に該当する施設は例外です。

項番号と施設名を併記してください。該当法令を示すところも併記となります

別紙1

記載例

ばい煙発生施設の構造 ①

工場又は事業場における施設番号		No.1 ボイラー	
名称及び型式		株）S社製　T－2000M	
設置年月日		年　月　日	年　月　日
着手予定年月日		平成28年　6月　5日	② 年　月　日
使用開始予定年月日		平成28年　6月　10日	年　月　日
規模	伝熱面積（m^2）	9．65	
	燃料の燃焼能力（重油換算□／h）	128．0	
	原料の処理能力（t／h）		
	火格子面積又は羽口面断面積（m^2）		
	変圧器の定格容量（KVA）		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力（kg／h）		③
	焼却能力（kg／h）		
	乾燥施設の容量（m^3）		
	電気容量（KA）		
	ポンプの動力（KW）		
	合成・漂白・濃縮能力（kg／h）		

備考　1　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2　規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。

3　ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格Ａ４の大きさに縮小したものまたは既存図面等を用いること。

記載上の注意事項（別紙1）

①別紙１～３は１ページに２列の記入欄があります。
・設置届出書・使用届出書の場合は２つのばい煙発生施設について記入できます。３つ以上記載する時は適宜書式を追加してください。
・変更届出書の場合は２列の記入欄の左側を変更前、右側を変更後とし、１つのばい煙発生施設の変更前後の数値・名称等を左右対照で記載してください。変更届出書の場合は別紙１～３を１つのばい煙発生施設につき１ページ用いることになります。

②日付の欄は届出の種類により記入する欄が異なるので注意してください。
・設置届出書の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日を記入してください。
・使用届出書の場合には、設置年月日を記入してください。
・変更届出書の場合には、変更前の列に設置年月日、変更後の列に着手予定年月日及び使用開始予定年月日を記入してください。
（変更届に記入する設置年月日→当該施設の設置届の着手予定年月日、もしくは使用届の設置年月日を転記してください）

③大気汚染防止法のばい煙発生施設では、同法施行令別表第１に示された当該届出施設に係る規模、静岡県生活環境の保全等に関する条例のばい煙発生施設では、同条例別表第１に示された当該届出施設に係る規模について記入してください。
（施設の仕様書・カタログ等を参考にするか、メーカー等に問い合わせて記載してください。）

・バーナーの燃料の燃焼能力は重油換算で記入してください。 その際、液体燃料10L、ガス燃料16㎥、固体燃料16kgがそれぞれ重油10Lに相当するものとして換算値で記載してください。

・ボイラーの場合には「伝熱面積」及びバーナーの「燃料の燃焼能力」について記載してください。

・廃棄物焼却炉の場合には「火格子面積」と「焼却能力」を記載してください。 ただし、火格子に相応する構造のない施設では焼却能力のみ記入してください。
焼却能力とは炉投入時の状態で表した最大の焼却物重量（含水重量）です。絶乾重量（乾燥重量）を併記する場合は誤解のないようにしてください。

（例）焼却能力700 kg／ｈで水分70％の場合には「 700 kg／ｈ（絶乾210 kg／ｈ）」と記載してください。
付設の乾燥設備により予め焼却物を乾燥した後炉に投入する焼却炉では、焼却能力を乾燥後の焼却物重量により表してください。

別紙２

ばい煙発生施設の使用の方法

記載例

工場又は事業場における施設番号		No.1 ボイラー				
使用状況	１日の使用時間及び月使用日数等	7 時～ 20 時 13 時間／回 1 回／日 23 日／月			時～ 時 ／回 回／日 日／月	
	季節変動	なし				
原材料（ばい煙の発生に影響のあるものに限る。）	種類					
	使用割合					
	原材料中の成分割合（％）	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分		いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分
	１日の使用量					
燃料又は電力	種類	A重油				
	燃料中の成分割合（％）	灰分 0.01	いおう分 1.00	窒素分 0.03	灰分	いおう分 窒素分
	発熱量	10,075 Kcal/L				
	通常の使用量	102.4 L/時				
	混焼割合	重油専焼				
排出ガス量（Nm^3／h）	湿り	最大 1,651	通常 1,320		最大	通常
	乾き	最大 1,486	通常 1,188		最大	通常
排出ガス温度（℃）		110				
排出ガス中の酸素濃度（%）		4.0				
ばい煙の濃度	ばいじん（g／Nm^3）	最大 0.20	通常 0.20		最大	通常
	いおう酸化物（容量比ppm）	最大 518	通常 518		最大	通常
	カドミウム及びその化合物（mg／Nm^3）	最大	通常		最大	通常
	塩素（mg／Nm^3）	最大	通常		最大	通常
	塩化水素（mg／Nm^3）	最大	通常		最大	通常
	弗素、弗化水素及び弗化珪素（mg／Nm^3）	最大	通常		最大	通常
	鉛及びその化合物（mg／Nm^3）	最大	通常		最大	通常
	窒素酸化物（容量比ppm）	最大 120	通常 120		最大	通常
ばい煙量	いおう酸化物（Nm^3／h）	最大 0.771	通常 0.771		最大	通常
参考事項						

備考 1 原材料中の成分割合（%）の欄及び燃料中の成分割合（%）の欄の記載にあたつては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。

4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採つている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用（専ら非常時において用いられるものをいう。）の別を明らかにすること。

記載上の注意事項（別紙2）

① 季節変動がある場合には「あり（□月－△月）」のように記入し、使用時期を明らかにしてください。施設を休止する場合には、使用時間が０時間になる旨を記載して下さい。これまでの使用時間から「０時～０時」に使用時間を変更する。

② ・成分割合（%）の記載にあたっては、重量比（%）又は容量比（%）の別を明らかにしてください。
・燃料中の成分割合については、供給元の発行する分析表（成分表）等を参考にして記載してください。その際いおう分については、購入燃料のいおう分が常に届出記載値を上回ることがないよう考慮して記載してください。また、ばい煙計算書においてもこの値を適用してください。
（例）購入燃料のいおう分は平均で約0.8%だが、±0.1%程度ばらつくと見込まれる場合は、いおう分1.0%と記載し（0.8＋0.1＜1.0）、ばい煙計算書でも1.0%としていおう酸化物排出量等を算出してください。
・原材料中の成分割合については適宜分析結果、文献等により根拠を示してください。

③ ・いずれも大気中への排出口での状況を記載してください。
・排出ガス量は湿りガス量と乾きガス量を記載してください。
・排出ガス量は燃焼計算等により記載してください。ただし、誘引ファン等が設置されている場合は、ファン能力等考慮して排出ガス量を算定してください。
・ばい煙の濃度は乾きガス中の濃度としてください。なお、「最大」とはばい煙の濃度が変化する場合において、発生するばい煙の濃度の最大値です。また「通常」とは、通常的に排出されるばいの濃度の値です。
・規制対象物質については必ず記載してください。
・ばい煙処理施設がある場合は処理後の濃度で記入してください。
・「ばい煙濃度、ばい煙量」は、「ばい煙計算書、ばい煙保証書」等を参照して記載してください。
（１）排出基準が補正濃度（規定の標準酸素濃度で補正した濃度）で示される項目は補正濃度を記載してください。

（２）いおう酸化物ばい煙量（Nm^3／h）

$$=0.7\times\text{燃料の燃焼能力}\times\frac{\text{燃料中のいおう分(重量比\%)}}{100}\times\left(1-\frac{\text{脱硫効率(\%)}}{100}\right)$$

別紙3

記載例

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号			No.1 煙突	1
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号			No.1 ボイラー	
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式			煙突	
設置年月日			年　月　日	年　月　日
着手予定年月日			平成２８年６月５日	2　年　月　日
使用開始予定年月日			平成２８年６月１０日	年　月　日
処理能力	排出ガス量（Ｎｍ³／ｈ）	最大	1,651	3
		通常	1,320	
	排出ガス温度（℃）	処理前		
		処理後		
	ばい煙の濃度 ばいじん（ｇ／Ｎｍ³）	処理前		
		処理後		
	いおう酸化物（容量比ｐｐｍ）	処理前		
		処理後		
	カドミウム及びその化合物（ｍｇ／Ｎｍ³）	処理前		
		処理後		
	塩素（ｍｇ／Ｎｍ³）	処理前		
		処理後		
	塩化水素（ｍｇ／Ｎｍ³）	処理前		
		処理後		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素（ｍｇ／Ｎｍ³）	処理前		
		処理後		
	鉛及びその化合物（ｍｇ／Ｎｍ³）	処理前		
		処理後		
	窒素酸化物（容量比ｐｐｍ）	処理前		
		処理後		
	ばい煙量 いおう酸化物（Ｎｍ³／ｈ）	最大 処理前		
		最大 処理後		
		通常 処理前		
		通常 処理後		
	捕集効率（%） ばいじん			
	いおう酸化物			
	カドミウム及びその化合物			
	塩素			
	塩化水素			
	弗素、弗化水素及び弗化珪素			
	鉛及びその化合物			
	窒素酸化物			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		7時～20時 13時間／回 1回／日 23日／月	4 時～時 回／日 日／月
	季節変動			
排出口の実高さ及び内径Ｈｏ×Ｄ（ｍ）				5
陣笠の有無				
補正された排出口の高さＨｅ（ｍ）				
排出速度（ｍ／ｓ）				

備考　1　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2　ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3　補正された排出口の高さＨｅは、大気汚染防止法施行規則第３条第２項及び静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第２の１の注（3）の算式により算定すること。

4　ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること

記載上の注意事項（別紙3）

①上の３つの欄は記入する事項を誤りやすいので注意してください。
上から順番に、
・処理施設（記載例では煙突）の施設番号
・ばい煙発生施設（記載例ではボイラー）の施設番号（←別紙１・２の工場又は事業場における施設番号欄と整合させてください。）
・処理施設の種類（記載例では煙突ですが、電気集じん機、バグフィルター、サイクロン、スクラバー等の廃ガス処理装置を有する場合はその名称、型式等を記入してください。）

②別紙１と同様に記入してください。

③　・ばい煙処理施設が設置されていない場合は記載不要です。
・ばい煙処理施設が煙突だけの場合、排出ガス量欄に別紙２の湿り排出ガス量を記載してください。
・ばい煙処理施設が設置されている場合
（１）排出ガス量欄は別紙２の湿り排出ガス量を記載してください。
（２）排出ガス温度欄の処理後の数値は、別紙２の排出ガス温度と同じ値を記入してください。
（３）ばい煙の濃度、ばい煙量及び補集効率は、ばい煙処理施設により処理される物質について記載してください。なお、ばい煙の濃度及びばい煙量の記載値は該当物質について処理前、処理後の値と補集効率との間に整合性があり、かつ処理後の値は別紙２のばい煙の濃度及びばい煙量の最大値と同一の値を記入してください。

④ 別紙２の使用状況欄と整合させてください。

⑤ Ｈｏは地面（ＧＬ）から排出口頂部までの高さ、Ｄは排出口頂部の内径を記入してください。排出口頂部が丸でなく角型の場合、0.5×0.7□（0.5×0.7mの角断面）のように記入してください。
なお、補正された排出口の高さＨｅは、大気汚染防止法施行規則第３条第２項の計算式により算定してください。ただし、陣笠のある場合にはＨｅ＝Ｈｏとなります。（排出口が横向きの場合も陣笠ありとしてください）

$$\text{排出速度}=\text{湿りガス量}\times\frac{273+(\text{排ガス温度℃})}{273}\times\frac{1}{3600}\times\frac{1}{\pi r^2}$$

$$\text{ただし}\quad r=\frac{\text{排出口の頂上内径}}{2}$$

参考事項（項目選定のものは、該当項目を○で囲むこと。）　**記載例**

資本金	① 10,000千円	従業員数	100人
主要製品	冷凍機部品	敷地面積	7000　m²
都市計画法による用途地域	工業専用地域	建物面積	3500　m²
担当部課係	生産管理課	電話番号	市外 （　　）
フリガナ	ハママツ　イチロウ	フリガナ	ハママツ　イチロウ
担当者	浜松　一郎	公害防止管理者	浜松　一郎
付近の見取図（案内図）	下記のとおり・別添のとおり	メッシュ番号	②
除じん方法			
窒素酸化物対策	低ＮＯｘバーナー使用		③
排煙脱硫の方法（具体的に）			

他法令による許可・届出の状況（手続）④	事前協議（静岡県生活環境の保全等に関する条例）	不要・未了・完了	年　月　日　提出 年　月　日　許可・受理
	電気事業法	不要・未了・完了	年　月　日　提出 年　月　日　許可・受理
		不要・未了・完了	年　月　日　提出 年　月　日　許可・受理
		不要・未了・完了	年　月　日　提出 年　月　日　許可・受理
環境マネジメントシステム導入の有無（自社構築を含む）	無・有	審査登録　機関名： 自社構築　年　月　日　登録・構築	

⑤

記載上の注意事項（参考事項）

① 資本金以外は、当該ばい煙発生施設を設置する工場及び事業場の状況を記載してください。

② メッシュ番号は記載しないでください。

③ 該当する事項について具体的に記入してください。

④ 当該届出と関連のある法令の許可・届出の状況を適宜記入してください。
　また、ISO14001等の認証取得により環境マネジメントシステムが導入されている場合は該当事項を記入してください。

⑤ 当該届出を提出するに至った事由、従来との変更箇所等を記入してください。

氏名等変更届出書

記載例

1 平成　２８年　　４月　１０日

静岡県知事　　様

2 〒○○○―○○○○

フリガナ　シズオカシ
住　所　静岡市○○区△△▲―▲

届出者　フリガナ　○○フーズ　カブシキカイシャ
氏　名　○○フーズ株式会社
代表取締役社長　西部　太郎　3 印

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）

4 ~~氏名（~~名称、~~住所、所在地）~~に変更があったので、

5 大気汚染防止法第11条（第17条の13第２項及び第18条の13第２項において準用する場合を含む。）
~~水質汚濁防止法第10条~~
~~騒音規制法第10条~~
~~振動規制法第10条~~
~~ダイオキシン類対策特別措置法第18条~~
~~静岡県生活環境の保全等に関する条例第18条~~
~~（第30条、第41条、第57条、第67条、第84条及び第96条において準用する場合を含む。）~~

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	届出者名称 ○○食品株式会社 工場名称 ○○食品株式会社第１工場	※整理番号	
	変更後	届出者名称 ○○フーズ株式会社 工場名称 ○○フーズ株式会社第１工場	※受理年月日	年　月　日
変更年月日		平成　２８年　４　月　１　日	※施設番号	
変更の理由		社名変更のため		
フリガナ		○○ﾌｰｽﾞ　ｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ　ﾀﾞｲｲﾁｺｳｼﾞｮｳ		
工場又は事業場の名称		○○フーズ株式会社第１工場	※備考	
フリガナ		●●ｼ○○ﾏﾁ		
工場又は事業場の所在地		●●市○○町△―△		

6 7 8 9 10

備考　１　※印の欄には記入しないこと。
２　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
３　用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

記載上の注意事項（様式第1）

①届出日を記入してありますか？

→届出を市町に提出し受理された日＝受付印の日付とします

②届出者は適格者ですか？　法人の場合住所は本社の場所を示していますか？

→以前の届出がある場合、それらに変更がないことをご確認願います。

→変更があった場合は本届出書において届出する必要があります。

→代理者（工場長等）が届出する場合、委任状の添付がありますか？

→委任状は写しでかまいませんが、届出書３部にそれぞれ添付してください。

③３部とも押印してありますか？

→会社の場合代表者印ではなく社印（角印）が誤って押されている場合があります。

→その場合は代表者印を追加押印してから再提出します。

④何の届出書かわかるようにしてありますか？

→該当しない字句は ═ で消して届出の主旨を明らかにします。

氏名~~（名称、住所、所在地）~~ → 社長交代等代表者氏名に変更があったとき

~~氏名（~~名称~~、住所、所在地）~~ → 社名変更等法人や工場・事業場の名称に変更があったとき

~~氏名（名称、~~住所~~、所在地）~~ → 本社移転等届出者住所に変更があったとき

~~氏名（名称、住所、~~所在地~~）~~ → 住居表示変更等工場・事業場の所在地に変更があったとき

→複数の事項を変更することもできます。

→ただし⑦や⑧の欄に書ききれない場合は別紙に変更事項、変更日、理由を記してください。

⑤届出しようとする法令を一つだけ選んでいますか？

→複数の法令について一度に届出することはできません。該当しないものは ═ で消します。

→各法令で共通に使える書式とすることが目的です。

⑥変更した事項を前後対照で記入していますか？

→変更前の記載が以前の届出事項と相違ないことをご確認ください。

⑦変更年月日から30日以内に届出されていますか？

⑧変更理由が書かれていますか？

→簡易な記載でかまいません。変更理由を示す添付書類（登記の写し等）は不要です。

⑨工場・事業場の名称が正しく書かれていますか？

→以前の届出がある場合、名称に変更がないことをご確認願います。

→変更があった場合は本届出書において届出する必要があります。

→その場合本欄には変更後の工場・事業場名称を記入します。

⑩工場・事業場の所在地が正しく書かれていますか？

→以前の届出がある場合、所在地に変更がないことをご確認願います。

→変更があった場合は本届出書において届出する必要があります。

→その場合本欄には変更後の工場・事業場所在地を記入します。

様式第５

様式第５号

記載例

ばい煙発生施設~~（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）~~使用廃止届出書

①

②　平成　２８年　　４月　１０日

静岡県知事　　様

③

〒○○○―○○○○

フリガナ　シズオカシ

住　所　静岡市○○区△△▲―▲

④

届出者　フリガナ　○○フーズ　カブシキカイシャ

氏　名　○○フーズ株式会社

ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ　セイブ　タロウ

代表取締役社長　西部　太郎

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）

ばい煙発生施設~~（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）~~の使用を廃止したので、

大気汚染防止法第11条（第17条の13第２項及び第18条の13第２項において準用する場合を含む。）

~~静岡県生活環境の保全等に関する条例第18条（第30条において準用する場合を含む。）~~

の規定により、次のとおり届け出ます。

⑤　⑥　⑦　⑧　⑨　⑩

フリガナ	○○ﾌｰｽﾞ　ｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ　ﾀﾞｲｲﾁｺｳｼﾞｮｳ		
工場又は事業場の名称	○○フーズ株式会社第１工場	※整理番号	
フリガナ	●●ｼ○○ﾏﾁ		
工場又は事業場の所在地	〒○○○－○○○○ ●●市○○町△―△	※受理年月日	年　月　日
施設の種類	１．ボイラー	※施設番号	
施設の設置場所	別図参照		
使用廃止の年月日	平成　２８　年　４　月　１　日	※備考	
使用廃止の理由	老朽化のため		

⑪

備考　１　※印の欄には記載しないこと。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること

３　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

記載上の注意事項（様式第5）

①何を廃止する届出書かわかるようにしてありますか？
　　→該当しない字句は ═ で消して届出の主旨を明らかにします。

②届出日を記入してありますか？
　　→市町に提出し、受理された日＝受付印の日付とします。

③届出者は適格者ですか？　法人の場合住所は本社の場所を示していますか？
　　→以前の届出がある場合、それらに変更がないことをご確認願います。
　　→変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。
　　→代理者（工場長等）が届出する場合、委任状の添付がありますか？
　　→委任状は写しでかまいませんが、届出書３部にそれぞれ添付してください。

④３部とも押印してありますか？
　　→会社の場合代表者印ではなく社印（角印）が誤って押されている場合があります。
　　→その場合は代表者印を追加押印してから再提出します。

⑤工場・事業場の名称が正しく書かれていますか？
　　→以前の届出がある場合、名称に変更がないことをご確認願います。
　　→上記に変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。
　　（合併等による場合は氏名等変更届ではなく承継届を提出する場合があります）

⑥工場・事業場の所在地が正しく書かれていますか？
　　→以前の届出がある場合、所在地に変更がないことをご確認願います。
　　→上記に変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。
　　（地番の表示を住居表示に改めた場合も含めて）

⑦ばい煙発生施設の種類を正しく記入していますか？
　　→法施行令別表第１及び条例施行規則別表第１に掲げる項番号及び施設の名称を記載します。
　　→例　○：「1.ボイラー」　　×：「吸収式冷温水発生器」
　　→項番号の異なる施設（＝種類の異なる施設）を一つの届出にすることはできません。
　　→大防法「5.金属溶解炉」と県条例「2.アルミ溶解炉」の両方に該当する施設は例外です。
　　項番号と施設名を併記してください。該当法令を示すところも併記となります

⑧施設の設置場所を図面で示していますか？
　　→本欄には別図参照と記入してください。
　　→図面は当該施設の設置届出書あるいは変更届出書から転載します。

⑨廃止年月日から30日以内に届出されていますか？

⑩廃止理由が書かれていますか？
　　→簡易な記載でかまいません。

⑪廃止届出書用の別紙を３部とも添付していますか？
　　→廃止される施設の識別のため必ず添付が必要です。

別紙

①ばい煙発生施設~~（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）~~の構造及び処理の方法

工場又は事業場における施設番号			No.1ボイラー		
名称及び型式			㈱ S社製　B-1000M		
設置年月日			平成 3 年 8月 20日		年　月　日
規模	ばい煙	伝熱面積（m²）	9.85	②	
		燃料の燃焼能力（重油換算l／h）	69.1		
		原料の処理能力（t／h）			
		火格子面積又は羽口面断面積（m²）			
		変圧器の定格容量（KVA）			
		触媒に付着する炭素の燃焼能力（kg／h）			
		焼却能力（kg／h）			
		乾燥施設の容量（m³）			
		電流容量（KA）			
		ポンプの能力（KW）			
		合成・漂白・濃縮能力（kg／h）			
	VOC	送風機の送風能力（m³／h）			
		排風機の送風能力（m³／h）			
		揮発性有機化合物が空気に接する面の面積（m²）			
		容量（kl）			
	一般粉じん・特定粉じん	原料の処理能力（t／日）			
		面積（m²）			
		ベルト幅（cm）又はバケット内容量（m³）			
		原動機の定格出力（kW）			
ばい煙・VOC処理施設の工場又は事業場における施設番号			No.1煙突	③	
排出口の実高さ及び内径　Ho×D（m）			8.0×0.65φ		
特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の名称					

備考　規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１、別表第１の２、別表第２及び別表第２の２の中欄に掲げる施設であつて同表下欄に該当するもの並びに静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第１及び別表第３の中欄に掲げる施設であつて右欄に該当するものを記載すること。

記載上の注意事項（別紙）

① 設置該当しない字句は ═ で消してどの種類の施設の廃止届かを明記してください。

② 直近の当該施設に係る届出（設置届出書、使用届出書あるいは変更届出書）の記載事項を転記してください。設置年月日は当該施設の設置届出書で着手予定年月日とした日付を記載してください。

③ ばい煙処理施設（排出口も含む）をばい煙発生施設と共に廃止した場合は、本欄に必ず記載してください。

承　継　届　出　書

記載例

1 平成　２８年　　４月　１日

静岡県知事　　様

〒○○○―○○○○
2 フリガナ　シズオカシ
住　所　静岡市○○区△△▲―▲
届出者　フリガナ　○○フーズ　カブシキカイシャ　3
氏　名　○○フーズ株式会社
（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）
ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ　セイブ　タロウ
代表取締役社長　西部　太郎

4 5

ばい煙発生施設~~（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）~~
~~特定施設（水質の汚濁に係る特定施設、騒音に係る特定施設、振動に係る特定施設、特定作業、ダイオキシンに係る特定施設、悪臭に係る特定施設）~~
に係る届出者の地位を承継したので、

大気汚染防止法第12条第３項（第17条の13第２項及び第18条の13第２項において準用する場合を含む。）
~~水質汚濁防止法第11条第３項~~
~~騒音規制法第11条第３項~~
~~振動規制法第11条第３項~~
~~ダイオキシン類対策特別措置法第９条第３項~~
~~静岡県生活環境の保全等に関する条例第19条第３項~~
~~（第30条、第41条、第57条、第67条、第84条及び第96条において準用する場合を含む。）~~
の規定により、次のとおり届け出ます。

6 7 8

フリガナ 工場又は事業場の名称	○○ﾌｰｽﾞ　ｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ　ﾀﾞｲｲﾁｺｳｼﾞｮｳ ○○フーズ株式会社第１工場	※整理番号	
フリガナ 工場又は事業場の所在地	●●シ○○マチ 〒○○○－○○○○ ●●市○○町△―△	※受理年月日	年　月　日
施設 特定施設 特定作業 の種類	１．ボイラー　（１基）	※施設番号	
施設 特定施設 の設置場所 特定作業の場所	別図参照	※備考	
承継の年月日	平成　２８　年　３　月　１５日		
被承継者　氏名又は名称	㈱□□食品　代表取締役　富士花子		
被承継者　住所	静岡県□□市○○町△△		
被承継者　工場又は事業場の名称	㈱□□食品東部工場		
承継の原因	当該工場を譲渡により取得したため		

9 10 11 12

備考　１　※印の欄には記入しないこと。
２　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
３　用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

13

記載上の注意事項（承継届出書）

①届出日を記入してありますか？
　　→市町に提出し、受理された日＝受付印の日付とします。
②届出者は、ばい煙発生施設等に係る届出者の地位を承継した者になっていますか？
　　→届出の性質上当該施設に係る以前の届出者とは別人（別法人）になります。
　　→新たな届出者より委任された代理者が届出する場合、委任状の添付がありますか？
　　→委任状は写しでかまいませんが、届出書３部にそれぞれ添付してください。
③３部とも押印してありますか？
　　→会社の場合代表者印ではなく社印（角印）が誤って押されている場合があります。
　　→その場合は代表者印を追加押印してから再提出します。
④届出の対象となる施設を一つだけ選んでいますか？
　　→同じばい煙発生施設でも大防法と県条例は区別し、別々に届出します。
　　→該当しないものは ═ で消します。
⑤届出の対象となる法令を一つだけ選んでいますか？
　　→複数の法令について一度に届出することはできません。該当しないものは ═ で消します。
⑥工場・事業場の名称が正しく書かれていますか？
　　→届出の性質上以前の工場・事業場名とは別になる場合があります。
　　→承継に際しての工場・事業場名変更は、別途氏名等変更届出書の提出を求めていません。
　　→本欄には承継を機に改めた工場・事業場名を記入します。
⑦工場・事業場の所在地が正しく書かれていますか？
　　→通常承継に際して所在地を変更する必要はありません。
　　→承継に際しての所在地変更は、上記同様氏名等変更届出書の提出が不要です。
　　→本欄には承継を機に改めた工場・事業場所在地を記入します。
⑧承継の対象となる施設の種類を記入していますか？
　　→施設の項番号、施設の名称、施設の数を記載します。
　　→項番号の異なる施設（＝種類の異なる施設）もまとめて記入できます。
　　（たとえば「1. ボイラー」と「13. 廃棄物焼却炉」等）
　　→欄に書ききれない場合は別紙に施設の項番号、施設の名称、施設の数を記してください。
　　→電気事業法等の適用となるばい煙発生施設は同法に基づく届出を行います。
⑨施設の設置場所を図面で示していますか？
　　→本欄には別図参照と記入してください。
　　→図面は当該施設の設置届出書あるいは変更届出書から転載します。
⑩承継年月日から30日以内に届出されていますか？
⑪被承継者は正しく記入されていますか？
　　→以前の届出者氏名・名称、届出者住所、工場・事業場名称を記入します。
⑫承継理由が書かれていますか？
　　→簡易な記載でかまいません。変更理由を示す添付書類（登記の写し等）は不要です。
　　→ただし登記の写し等は承継届に該当かを判断する際有用です。
⑬参考事項を３部とも添付していますか？

様式第３の４

記載例

特定粉じん排出等作業実施届出書

1

平成２８年　４月　１日

静岡県知事　　様

〒○○○○－○○

2

フリガナ　シズオカシ
住　所　静岡市○○区△△▲―▲

届出者

フリガナ　△△△　カブシキカイシャ
氏　名　△△△株式会社

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）

ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ　セイブ　タロウ
代表取締役社長　西部　太郎

丸印

電話番号　○○○－○○○

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第１項（第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	○○市□□町▲－▲―▲ （特定工事の名称）△△△㈱アスベスト除去工事		
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	○○建設株式会社 代表取締役社長　大気太郎　3		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第７　4 １の項　建築物等の解体作業（次項又は３の項を除く） ２の項　建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） ３の項　特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 ４の項　改造・補修作業　　（件）		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自　年　月　日 至　年　月　日	※整理番号 ※受理年月日	5
特定建築材料の種類	6 １ 吹付け石綿 ２ 石綿を含有する断熱材 ３ 石綿を含有する保温材 ４ 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	３０　m² 7		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項：特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・~~準耐火・その他~~）8 延べ面積　300m²（　2階建） その他工作物　9	※備考	
参考事項：特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	静岡市○○区△△▲―▲ ○○○建設株式会社 ○○ 次郎　　電話番号：○○○－○○○-○○○○		
参考事項：下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○市□□町▲▲番地　10 株式会社●●●建設工業 ●●　三郎　電話番号：○○○－○○○－○○○○		

備考　１　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を 11 ること。

２　参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の４第２項第１号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第３号から第５号までに規定する事項を記載した書類とみなす。

３　※印の欄には、記載しないこと。

４　届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

記載上の注意事項（様式第3の4）

①届出日は届出書を市町に提出し、受理された日＝受付印の日付とします。

届出書作成時は空欄にしておき、市町窓口提出時に記入をしてください。

②届出者は特定工事の発注者又は請負契約によらず自ら特定工事を施工するものです。

また、届出人が法人である場合、名義は必ずしも本社の代表者である必要はなく、その委任状を添付すれば当該作業を行う事業所の長等（支店長など）の名の届出でも差し支えありません。

③特定工事の住所、その名称を記載してください。

④作業工程を管理している工事の施工者を記載してください。

⑤該当する作業の種類を選択し、〇で囲んでください。

⑥石綿の除去作業の実施期間を記載してください。

なお、解体作業の場合は、解体期間（特定建築材料の使用箇所の解体期間が特定できる場合はその期間を、特定できない場合は建物の解体期間（基礎の解体期間は含めない）を実施期間に含めて記入する。

※作業開始の14日前までに届出されているか確認をしてください。

⑦該当する建築材料の種類を選択し、〇で囲んでください。

⑧石綿の使用されている面積を記入してください。

⑨建築物の耐火・準耐火・その他の別、延べ面積を記入してください。

その他工作物の工事の場合、具体的な工作物の名称を記入してください。

⑩施工する者（請負人）の住所、名称、現場責任者の氏名、連絡先を記入してください。

⑪下請負人の住所、名称、現場責任者の氏名、連絡先を記入してください。

別紙

記載例

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築建材の処理方法		除　去　・　囲い込み　・　封じ込め　・　その他　1
集じん・排気装置	種類・型式・設置数	（記載例） ●●●社製　○○○　２台
	排気能力（m^3／min）	（記載例）　（１時間当たり換気回数４回以上） ６０m^3／min　2
	使用する高性能エアフィルタの種類及びその集じん効率（％）	（記載例）ﾌｨﾙﾀｰ名称：●●㈱製造　○○○○ﾌｨﾙﾀｰ 集じん効率：××ﾐｸﾛﾝ粉塵を□□％以上
使用する資材及びその種類		（記載例）養生シート：▲▲シート　3 （壁用：○○mm×●●mm、床用：△△mm×▲▲mm） 養生テープ：●●mm幅 湿潤剤（飛散抑制剤）：◎◎、固化剤（飛散防止剤）：●◎ 廃石綿等専用廃棄袋：○○×●●mm
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		4

備考　1　本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

2　使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。

3　その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第７に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。

4　作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（m^3）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

記載上の注意事項（様式第3の4別紙）

①該当する処理方法を〇で囲んでください。

・「除去」：吹付けられた石綿等をすべて除去して、他の石綿を含有しない建材に代替する方法。

・「封じ込め」：吹き付けられた石綿等の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成すること、または、吹き付けられた石綿等の内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化することにより吹き付けられた石綿等からの発じんを防止する方法。

・「囲い込み」：石綿等が吹き付けられている天井、壁等を石綿を含有しない建材で覆うことにより、石綿等の粉じんを室内等に発散させないようにする方法。

②1時間あたりの換気回数を示す計算書を添付してください。

③特定粉じん排出等作業に使用する以下の資材とその種類を記載してください。

湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート、接着テープ等について。

④以下の方法等を記載してください。

・同等以上の効果を有する措置（大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する）・散水の方法

・囲い込みの方法（石綿等の処理方法が囲い込みの時）

・封じ込めの方法（石綿等の処理方法が封じ込めの時）

〇添付資料（必須の資料）

・対象建物の配置図及び付近の状況

・工事工程表（特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの）

・対象建築物の見取り図

・作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取り図

（主要寸法、作業場の容積(㎥)、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置）

〇添付資料（任意の資料）

・環境(石綿粉じん濃度)測定を行う場所、回数、測定業者等を記載したもの。

・ 廃棄物処理（処理方法の概要、収運業者、処理業者等）を記載したもの。

特定粉じん排出等作業完了報告書　**記載例**

1　平成２８年　４月　１日

静岡県知事　　様

2　〒○○○○－○○
フリガナ　シズオカシ
住　所　静岡市○○区△△▲―▲
届出者　フリガナ　△△△　カブシキカイシャ
氏　名　△△△株式会社
（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）　代表取締役社長　西部　太郎
電話番号　○○○－○○○　丸印

特定粉じん排出等作業を完了したので、大気汚染防止法第２６条第１項に基づく報告の徴収に対し、次のとおり報告します。

特定工事の場所	○○市□□町▲ - ▲―▲ （特定工事の名称）△△△㈱アスベスト除去工事		3
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	○○建設株式会社 代表取締役社長　大気太郎		4
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第７ １の項　建築物の解体作業（次項又は３の項を除く） ２の項　建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの（次項を除く） ３の項　特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 ４の項　改造・補修作業　＿＿＿＿（件）		5
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	6	※備考
特定建築材料の種類	１ 吹付け石綿	7	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	30　　m²	8	
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	耐火　・　~~準耐火　・　その他~~ 延べ面積　300　m²　（　2　　階建） その他工作物	9	
特定工事を施工する者の現場責任者の氏名	静岡市○○区△△▲―▲ ○○○建設株式会社　　○○　次郎 電話番号：○○○－○○○-○○○○	10	
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名	○○市□□町▲▲番地 株式会社●●●建設工業　●●　三郎 電話番号：○○○－○○○－○○○○	11	
廃棄物処理委託業者	収集運搬業者：○○株式会社 中間処分業者：●●株式会社 最終処分業者：△△株式会社	12	

備考　１　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
２　※印の欄には,記載しないこと。
３　届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
４　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

①届出日は届出書を健康福祉センターに提出し、受理された日＝受付印の日付とします。

②届出者は特定工事の発注者又は請負契約によらず自ら特定工事を施工するものです。

また、届出人が法人である場合、名義は必ずしも本社の代表者である必要はなく、その委任状を添付すれば当該作業を行う事業所の長等（支店長など）の名の届出でも差し支えありません。

③特定工事の住所、その名称を記載してください。

④作業工程を管理している工事の施工者を記載してください。

⑤該当する作業の種類を選択し、○で囲んでください。

⑥石綿の除去作業の実施期間を記載してください。

なお、解体作業の場合は、解体期間（特定建築材料の使用箇所の解体期間が特定できる場合はその期間を、特定できない場合は建物の解体期間（基礎の解体期間は含めない）を実施期間に含めて記入する。

⑦該当する建築材料の種類を記入してください。

⑧石綿の使用されている面積を記入してください。

⑨建築物の耐火・準耐火・その他の別、延べ面積を記入してください。

その他工作物の工事の場合、具体的な工作物の名称を記入してください。

⑩施工する者（請負人）の住所、名称、現場責任者の氏名、連絡先を記入してください。

⑪下請負人の住所、名称、現場責任者の氏名、連絡先を記入してください。

⑫廃棄物処理委託業者を記入してください。

○　添付資料（届出書提出時の添付書類から変更がないものについては省略可能）

（1）見取り図
特定粉じん排出作業の対象となる建築物等の部分の見取図。主要寸法及び特定建築材料の使用箇所、前室、負圧集塵機の位置を記入すること。

（2）工程表
実際に工事を行った期間について具体的に表を用いて示すこと。

（3）大気中石綿測定結果
屋外において大気中の石綿濃度の測定を行った場合には、その結果を添付してください。

（4）マニフェストの写し
Ａ票、Ｅ票の写しを添付してください。（電子マニフェストの場合は、運搬及び最終処分が終了したことが分かる受渡確認票又は一覧表をJWNETから印刷し、添付してください。）

様式第2の2

記載例

1

揮発性有機化合物排出施設設置（~~使用、変更）~~届出書

2

平成２８年　４月　１日

静岡県知事　　様

〒○○○―○○○○

3

フリガナ　シズオカシ
住　所　静岡市○○区△△▲―▲

届出者　フリガナ　○○カガク　カブシキカイシャ
氏　名　○○化学株式会社
（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）
ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ　セイノウ　タロウ
代表取締役社長　西部　太郎

4

印

大気汚染防止法第17条の5第1項（~~第17条の6第1項、第17条の7第1項）~~の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

5　6　7

工場又は事業場の名称	○○化学株式会社 第１工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒○○○－○○○○ ●●市○○町△―△	※受理年月日	
揮発性有機化合物排出施設の種類	３．塗装の用に供する乾燥施設	※施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙１のとおり。	※審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙２のとおり。	※備考	

備考１　揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１ の２ に掲げる項番号及び名称を記載すること。

２　※ 印の欄には、記載しないこと。

３　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

４　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ ４ とすること。

５　氏名（ 法人にあつてはその代表者の氏名） を記載し、押印することに代えて、本人（ 法人にあつてはその代表者） が署名することができる。

６　排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙２ の届出は必要ない。

記載上の注意事項(様式第2の2)

①何の届出書かわかるようにしてありますか？

→該当しない字句は ═ で消して届出の主旨を明らかにします。

大防法の場合

設置（~~使用、変更）~~

第17条の５第1項（~~第17条の６第1項、第17条の７第1項）~~

②届出日を記入してありますか？

→市町に提出し、受理された日＝受付印の日付とします。

③届出者は適格者ですか？　法人の場合住所は本社の場所を示していますか？

→以前の届出がある場合、それらに変更がないことをご確認願います。

→変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。

→代理者（工場長等）が届出する場合、委任状の添付がありますか？

→委任状は写しでかまいませんが、届出書３部にそれぞれ添付してください。

④３部とも押印してありますか？

→会社の場合代表者印ではなく社印（角印）が誤って押されている場合があります。

→その場合は代表者印を追加押印してから再提出します。

⑤工場・事業場の名称が正しく書かれていますか？

→届出する揮発性有機化合物排出施設が設置される（されている）場所を示すものです。

→工場の場合は通常「○○会社○○工場」のようにします。

→以前の届出がある場合、名称に変更がないことをご確認願います。

→上記に変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。

（合併等による場合は氏名等変更届ではなく承継届を提出する場合があります）

⑥工場・事業場の所在地が正しく書かれていますか？

→届出する揮発性有機化合物排出施設が設置される（されている）場所を示すものです。

→住居表示で示される地区は通常これを記入します。

→以前の届出がある場合、所在地に変更がないことをご確認願います。

→上記に変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。

（地番を住居表示に改めた場合も含めて）

⑦ばい煙発生施設の種類を正しく記入していますか？

→法施行令別表第１の２に掲げる項番号及び施設の名称を記載します。

→例　○：「３．塗装の用に供する乾燥施設」　　×：「乾燥施設」

→項番号の異なる施設（＝種類の異なる施設）を一つの届出にすることはできません。

別紙１

記載例

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号		乾燥施設１	
名称及び型式		S社製K-2000	
設置年月日		年　月　日	年　月　日
着手予定年月日		２８年　７月　１日	年　月　日
使用開始予定年月日		２８年　７月　１５日	年　月　日
規模	送風機の送風能力（m^3／ｈ）	５０，４００	
	排風機の排風能力（m^3／ｈ）	２４，０００	
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積（m^2）		
	容量（kl）		
1日の使用時間及び月使用日数等		８時～　８時 24時間/回　１回/日15日/月	時～　時 時間/回　回/日　日/月
排出ガス量（Nm^3／ｈ）		２４，０００	
使用する主な揮発性有機化合物の種類		酢酸エチル、トルエン	
揮発性有機化合物濃度（容量比ppm（炭素換算））		１２１	
参考事項			

備考１　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

２　規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１ の２ の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。

３　揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

４　排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。

５　揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。

６　揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。

７　揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。

８　参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

別紙２

記載例

揮発性有機化合物の処理の方法

<table>
<tr><td colspan="3">揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号</td><td>回収式処理施設</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号</td><td>乾燥施設１</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式</td><td>S社製回収式処理施設</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">設置年月日</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">着手予定年月日</td><td>２８年　７月　１日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">使用開始予定年月日</td><td>２８年　７月　１５日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処能</td><td colspan="2">排出ガス量（Nm³／h）</td><td>２４０００</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">揮発性有機化合物濃度（容量比ppm（炭素換算））</td><td>処理前</td><td>６０４０</td><td></td></tr>
<tr><td>処理後</td><td>１２１</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処理効率（%）</td><td>９８</td><td></td></tr>
</table>

備考１　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

２　排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。

３　揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。

４　揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。